

## 平成 29 年度 学校経営研修会報告書

1. 研修目標： 「知力と活力を培う私学教育 - 社会環境の変化に対応する私学経営」
2. 期 日： 平成 29 年 6 月 22 日（木）・23 日（金）
3. 場 所： 浜名湖ロイヤルホテル
4. 参加者： 49 名
5. 日 程：
  - 6 月 26 日 12:45～13:00 受付
  - 13:00～13:10 開会式
  - 13:20～14:50 講演「今迄と今後の西大和学園」  
学校法人西大和学園大和大学学長 田野瀬良太郎氏
  - 15:00～17:00 分科会  
「今後の私学入試のあり方について」
  - 18:30～20:30 夕食懇親会
  - 6 月 27 日 7:00～ 9:00 朝食
  - 9:00～10:30 講演「私学経営における労働時間管理の重要性」  
横浜第一社会保険労務士事務所 代表 田中崇司氏
  - 10:45～ 分科会報告
  - 11:15～ 閉会式

### 1・講演 「今迄と今後の西大和学園」

講師 学校法人西大和学園大和大学学長 田野瀬良太郎氏

大学生時代に一年間休学届を出して、海外を 30 数か国回り、日本と他国と比較した。当時、学生運動が盛んで左傾化していたが、ロシアに行ってみて日本の自由主義社会がよいと思った。日本の世直しする仕事をしようと思い政治家を目指した。市議会議員から始めて、県会議員、衆議院議員を勤め 40 年政治活動をして引退した。途中で落選していたときに、生活のために保育園を開演し、教育の素晴らしさと経営の面白さに触れた。

奈良県議会議員をしている時代は、生徒急増期にあたり県議会では生徒収容の問題が大きく取り上げられていた。公立だけでの対応には限界があったので自分で私立の学校を作ろうと思った。やる気のある若い先生が集まってきて学校が出来たが、勉強や部活を各人が勝手に頑張ったので、収集がつかなくなった。研究を重ねた結果、進学校化する方針を打ち出したが、校長以下現場との路線闘争になり、方針が定着するのに 10 年かかった。方針が現場に浸透してからは、進学成果がみるみる上がり、生徒募集も順調になった。

初等中等教育の現場では、組織の上下関係がほとんど存在せず、フラットな組織になっていることに違和感を感じ、組織として競争に勝ち、目的を達成するための意思決定や実行が出来る強固な組織を作った。学校の組織を整備するために、役職を沢山つくり、指揮系統の上下関係をはっきりさせた。教員研修でも組織図を繰り返し提示し定着に腐心した。組織の感覚が定着するのに 30 年くらいかかっている。学年部長には教員人事権を与え、実力のあ

る学年部長が良い教員集められるような仕組みにしている。

自分が世界を放浪したときに英語で不自由したために、子供には英語だけは喋らせたいと思っていた。25 年程前に西大和学園のカルフォルニア校を設立した。当初、地域住民との交渉などが難航し、軌道に乗るのに4年くらいかかった。現在では、現地校の土曜日の補習校が好評で1000人規模の駐在員保護者のニーズを満たしている。

高等教育をやりたかったので、まず白鳳女子短期大学を作った。短大はニーズがなくなっていた時期だったので周囲からは笑われた。一般教養型の短大で出発したが生徒募集で5年くらい苦労したため、資格取得型の大学に方針転換し成功している。保育士幼稚園教育、看護学専攻、助産師、保健師、助産師保健師は白鳳女子短期大学という流れになっている。次に大学を作った。教員養成課程、保健学部の二学部から開校した。2000-3000人規模では大学経営が安定しないため、10年以内に文理6-7つの学部があつて、5000人で3万坪の総合大学にする計画。

学校は教員次第であり、教育効果は、教員がどれだけ真剣かということに尽きる。教員を動機づけるには「教育の夢を語ること」。自分の所属している学校が大きくなって発展し、社会的に重要になっていくことが重要。今後も限りなく夢や目標を追い求めていきたい。

## 2・分科会

「今後の私学入試のあり方について」について、グループに分かれて意見交換を行った。

## 3. 講演「私学経営における労働時間管理の重要性 -「働き方改革」をにらみ-」

講師 横浜第一社会保険労務士事務所 代表 田中崇司氏

### ①労働時間の適正化

- 電通事件で女性職員の自殺を受けて、労働時間適正時間ガイドラインが策定された
- 労働時間は、1) 所定労働時間 2) 法定労働時間 3) 実労働時間

### ②「労働時間適正把握ガイドライン」の概要

- 労働者や勤務者の自己管理には厳しい制限
- 始業・終業時刻の確認・記録が必要

### ③過労死ライン

- 月 80 時間の残業超過勤務が続けば、脳梗塞・心筋梗塞で死亡したら労災を認定される

### ④時間外労働の限度に関する基準

- 1 月 45 時間、1 年 360 時間 (3 ヶ月 120 時間) 時間外労働の限度基準
- 現状では罰則規定がないが、今後 2019 年改正で罰則規定が付き厳罰化され、特別条項付き 36 協定にも上限がつく

(記録文責：静岡県西遠女子学園 岡本 忍)